

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百十六号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による収入証紙小売さばき人の指定を次のとおり取り消したので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 収入証紙小売さばき人の指定の取消し
収入証紙小売さばき人の指定
米飯提供者の登録
- ◇公告 牛の流行性感胃予防注射等の実施
牛の肝てつ検査等の実施
自動車の臨時検査について
- ◇雑報 地方職員共済組合の役員の変動
- ◇正誤 昭和三十八年七月二十六日付け第三千四百三十八号中訂正

指定番号及び指定年月日

小売さばき人

住 所

売さばき場所

取消年月日

二九二 昭三〇、一〇、二五

鳥取県職員組合郡家土木出張所
支部 支部長 松 本 重 光

八頭郡郡家町

八頭郡郡家町
郡家土木出張所内

昭三八、七、二〇

鳥取県告示第四百十七号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定に基づき、収入証紙小売さば

き人を次のとおり指定したので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年八月二日

指定番号	小売さばき人	住	鳥取県知事	石	破	二	朝
三二三	地方職員共済組合鳥取県支部長	鳥取市東町一丁	八頭郡家町	八頭総合庁舎一階	昭三八、八、一		
	鳥取県知事	石	破	二	朝		
	目二二〇番地	地方職員共済組合売店	郡家支店				
	売さばき場所						指定年月日

鳥取県告示第四百十八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朝

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住	所	営業所の所在地
鳥振第一六二号	昭三八、六、二九	尾崎 治郎	鳥取大丸	鳥取市今町二丁目一五二	鳥取市本町三丁目	商工会館
"	"	七、四、渡部 うた	渡部旅館	"	賀露町一、一五四	住所に同じ
"	"	惠美須とう	惠美須屋	"	川端三丁目一三	"
"	"	毛利 文徳	株式会社	"	今町一丁目一番地	"
			スーパーセンター			

"	第一六六号	"	七、一八	岡垣 鈴子	みすず旅館	"	"	一一一の五	"
"	第一六七号	"	"	市浦 善恵	市浦食堂	"	"	本町二丁目一九	"

鳥取県告示第四百十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、流行性感冒予防注射、だに駆除、結核検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して、注射、検査、駆除及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朝

一 実施の目的 流行性感冒、ピロプラズマ病、結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 流行性感冒予防注射、肝てつ検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後

一ヶ月以内のものを除く。

結核検査及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査、駆除及び投薬実施の方法

流行性感冒……乾燥流行性感冒予防液(家衛試毒)皮下注射

だに駆除……BHC撒布

結核検査……ツベルクリン反応

ブルセラ病検査……急速凝集診断及び試験管凝集法

肝てつ検査……虫卵検査及び皮内反応

肝てつ駆除のための投薬...ピチオノール製剤投与

別表	実施期日	実施区域	実施場所
	八月五日	郡家町	下私都検診場
	"	八東町	八東
	"	郡家町	国中
	六月	八東町	安倍
	"	郡家町	大御門
	七月	智頭町	中私都
	"	船岡町	那岐
	八月	河原町	河原
	"	用瀬町	大村
	"	郡家町	郡家
	九月	智頭町	富沢
	"	用瀬町	国英
	"	郡家町	社
	"	郡家町	上私都

別表	実施期日	実施区域	実施場所
	八月	日南町	福家、神戸、中野検診場
	九月	上坂、豊栄、井原	
	十日	河原町	河原町
	"	若桜町	若桜
	十二日	智頭町	土師
	"	若桜町	山形
	十三日	船岡町	池田
	"	智頭町	船岡
	十四日	用瀬町	智頭
	"	佐治村	別府
	十六日	八東町	丹比
	十七日	河原町	西郷

流行性感冒予防注射、ピロプラズマ病検査、肝てつ検査、だに駆除

別表	実施期日	実施区域	実施場所
	十六日	河上、宮内、矢戸	
	十七日	三栄、丸山、霞	
	十九日	新山、新屋、多里	
	二十日	萩原、萩山、滑	
	二十一日	折渡、粟谷、印賀、宝谷	
	二十二日	中津合、中原、本山	
	二十三日	立岩、無坂、市場原	
	二十六日	上石見、谷川、宗金、野田	
	二十七日	大原、下花口、上花口、東の原、元庄屋	
	二十八日	大原、高陽園、茶屋、仙木谷、熊谷	
	二十九日	小濁、福万来、佐々木谷	
	三十日	下阿毘緑、上阿毘緑、大菅、戸波、大原	

鳥取県告示第四百二十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して、検査、駆除及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症、ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、駆除及び投薬の方法

肝てつ検査……虫卵検査、皮内反応
ビロプラスマ病検査……血液塗抹検査
だに駆除……BHC散布

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日

実施区域

実施場所

八月 八日 西伯郡淀江町 宇田川検診場

九日 " " "

十日 " " "

十二日 " " "

十三日 " " "

別表 ビロプラスマ検査及びだに駆除

実施期日

実施区域

実施場所

八月 八日 西伯郡中山町 二本松検診場

九日 " " "

公 告

昭和三十八年七月三日付け運輸省告示第208号による自動

車の臨時検査について次のとおり公告する。

昭和三十八年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 臨時検査を行なう自動車の範囲

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車であつて、液化石油ガスを燃料とするもの

2 臨時検査の期間

昭和三十八年八月一日から昭和三十八年十月十五日まで

ただし、昭和三十八年七月三十一日現在において、液化石油ガスを燃料としているものについては昭和三十八年八月一日

から昭和三十八年八月三十一日まで、昭和三十八年八月一日以降に

において、液化石油ガスを燃料として使用するものにつ

いてはその使用開始前

3 臨時検査の日時及び場所

鳥取地区 8月22日9時から15時まで

8月24日9時から11時まで

鳥取車検場

倉吉地区 8月3日8時30分から11時まで

雑 報

沢クワンシー(株) 上井営業所整備工場
米子地区 8月5日10時30分から15時まで
沢クワンシー(株) 米子営業所整備工場

地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第152号) 第14条第4項の規定に基づき、地方職員共済組合の役員の異動を次のとおり公告する。

昭和三十八年8月2日

地方職員共済組合理事長 秋 田 保

退任監事(非常勤) 秋 山 邦 夫

就任監事(非常勤) 原 文 夫

(以上昭和三十八年6月15日付け)

正 誤

昭和三十八年七月二十六日付け第三千四百三十八号中
次の箇所が誤りであつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正
一 下 終りから十 鳥取県規則第 鳥取県規則第
十二号 三十一号